

令和7年12月25日

協会職員の懲戒処分について（通知）

公益財団法人安城都市農業振興協会  
理事長 三星元人

このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

対象者 総務課緑地係 専門主査 49歳  
処分内容 令和8年1月1日から停職6か月  
処分理由 令和7年7月5日に発生した酒気帯びによる交通事故により、当協会の信用を傷つけ不名誉となる行為をおこなったため。  
処分年月日 令和7年12月25日